株式会社ペコリス　宛

申込日　　年　月　日

申込書 兼 契約書

下記同意の上、発注いたします。

基本情報			
御社名			
ご住所			
電話番号		FAX	
ご担当者様名		役職	
メールアドレス			
URL			
ご署名			印

上記「基本情報」の項目を全てご記入いただき、ご署名、ご捺印の上ご返送ください。

商品名	金額
Google 広告　検索ネットワーク　運用代行　月額費用	15,000
Yahoo! 広告　検索ネットワーク　運用代行　月額費用	15,000
Google 広告　検索ネットワーク　初期設定費用（初回のみ）	30,000
Yahoo! 広告　検索ネットワーク　初期設定費用（初回のみ）	0
消費税	4,800
合　計	64,800

上記基本情報にある御社名 (以下「甲」という) と 株式会社ペコリス (以下「乙」という) とは、下記のとおりコンサルタント契約を締結する。

第１条 業務の範囲

乙が甲のために行う業務の範囲は、下記のとおりとする。

（1）　経営に関するコンサルティング全般

（2）　マーケティング・マネージメントに関する指導、相談全般

（3）　インターネット広告の運用

第２条 作成責任

書類の作成責任の最終的な責任は、甲にあるものとする。

第３条 資料の作成及び提供

甲は業務の遂行に必要な説明、書類、記録、その他の資料 (以下、「資料」という) を乙に提供しなければならない。

甲は乙の請求があった場合には、遅滞なく資料を提供しなくてはならない。

資料の不足、不備等に起因する不利益は甲の責任とする。

第４条 個人情報保護及び守秘義務

乙は、甲の信用、名誉を損なうおそれのある情報及び本契約による業務に関連して知りえた情報について、「個人情報の保護に関する法律」に従い保護に努めなければならない。

また、甲の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

第５条 損害賠償

乙は、乙の業務の遂行に重過失があった場合に限り、債務不履行により甲に与えた損害を賠償するものとする。ただし、甲が負う損害賠償の範囲は本契約の年間報酬金額を限度とする。

第６条 信義則

甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行し、甲の社業発展に努めなければならない。

第７条 報酬

甲は、乙に報酬として次の金額を支払う。

(1) コンサルタント顧問報酬　　月額　：30,000 円 (消費税別)

(2) その他相談業務・書類作成報酬は別途請求する。

第８条 反社会的勢力の排除

甲は、乙に対し、本件契約時において、甲（甲が法人の場合は、代表者，役員，または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治運動･社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２．甲は、乙が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、乙の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と乙が判断する資料を提出しなければならない。

第９条 契約の解除等

乙は、甲が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

２．乙が，前項の規定により、本件契約を解除した場合には、乙はこれによる甲の損害を賠償する責を負わない。

３．本件契約を解除した場合、乙から甲に対する損害賠償請求を妨げない。

４．甲は月の途中で解約した場合、その解約日に関わらず解約月の運用費を全額支払うものとする。

第１０条 規定外事項その他

本契約に定めのない事項が生じた場合または本契約各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙互いに協議の上、誠意をもって解決するものとする。

本契約に関する一切の紛争については、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第１１条 特約事項

本申込書に基づき乙が負う損害賠償責任は、お申込み金額を上限とする。

２．甲が乙に支払う初期設定費用、月額運用費等の振込手数料は甲の負担とする。

３．甲が乙に運用を依頼する広告費の合計が 30 万円を超える場合は、広告費 ×15% を月額運用費とする。

以上、本契約成立の証として、本書１通作成し、甲乙は記名押印の上、本書１通を乙が保有し、複写を甲が保有する。

年　月　日

(甲)

㊞

(乙)

株式会社ペコリス

代表取締役　石川　靖典　　㊞